

## 広報



## ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町立場 総務課 電話(018876) 代 2100番  
 印刷所 潤東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円  
 証號番号 018-17 毎月 1日・15日発行



例年であれば、冬山からの運材はすでに終りを告げる季節なのに今年は雪が深くて、山仕事も思うにまかせず、今が盛りである。

現在のように生活のモータリゼーション化されなかつたその昔、冬ともなれば、野田、小池、西野、谷地中、岩野等馬どころの若衆が、ズラリ50~60頭のくわわを並べて馬場目、富津内の沢をはじめ、遠く上小阿仁村南沢あたりまで仕事に出でていたものとか、民謡の大御所鳥井森鉢師匠は、当時「鶴鱗江くおうりよっこう」節や江差追分が流行した頃で、往復の道のりが民謡の練習に格好の時間になつたと、思い出を語ってくれた。

また往年の織鉄工である上町の猿田さんは、昭和8年に開業したが、一農家に馬一頭の時代であったため、町内に5~6軒あった同業者も結構多く、一日に4~5頭の馬は絶えなかつたと言ふ。牛と馬の性格はご承知の如くハッキリしたものではなかな素直にならず、人の言うことを聞いてくれない。

## 畜産をめぐる昔と今

ため糞を煮やすが、馬は馬で、何時あばれるか、何時蹴飛ばされるか、朝から晩まで気の休まる時がなく辛い仕事であった。軍用馬に従事される馬も多く、それも軍隊に入るやいなや、その行先は杳(よう)として知れないため、愛馬と別れる飼主の心をこめて蹄鉄を打ってやつたと、その感慨もひとしお。

その後の家畜(牛馬)は減り続ける一方で48年2月現在で、本町の農耕牛馬は、牛73頭、馬7頭となつてゐる。時代のすう勢とは言え町中を馬糞の匂で包んだセリ市の開かれた頃とは隔世の感があり、それだけ農業の機械化が進んだことになるが、石油不足で世情騒然としている昨今、一挙の愛惜がある。

肥料単価のアップ、そして絶対量の不足、冷害、地力の低下米の味等どれを取りあげてみても、家畜の果す役割が大きくクローズアップされるようだ。化学肥料万能時代にピリオドは打たれてゐる。家畜の活かし方が、今後の農家に与えられた課題のようだ。

昭和二十年に復員し、翌年は結婚と就職できるという両手に花であった。以降二十八年、六代の町長のことを、心から感謝している。大過なく仕事が出来たことを、心から感謝している。昭和三十年の五ヶ町村の合併劇で、五城目か一日市か、二者択一を追られた大川地区の住民は眞っ二つに分かれ、その戦いはし烈をきわめた。消防をはじめ、住民の動員、引き出し、宣伝、策術、なしくすし、今様成田空港のミニ版であった。そして同年六月二十日には、六十年来の大洪水に見舞われ損害額は、十九年前の金額で一億円を越す大きな災害となつた。加えて、歩道も押し倒された十数棟を焼失する大火が大川を襲つたのである。合併のスタートと言つたのに、大荒れに備えた年であつた事が、後悔のうずきをくすぐる。また、わが町にとつては、最も新しい行事として定着した「子ども祭典」がある。近郷近在にその例をみなして、課員共手さりで企画した苦勞は忘れられない。町民には非常に好評であるものと、自画自賛しながらその成功を喜んでいる。

今後は、この思い出をかみしみながら、町民の一員としてこの町をつくしていきたいと思つてゐる。

## 人口と世帯

世帯数	3,936	世帯
人口	17,772	人
内訳	男 8,592	人
	女 9,181	人

住民登録調 (49年2月末現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。

▲広報サロン▼  
追憶の中から  
住民課長  
金田喜三郎

## 3月町議会定例会

## ～田園都市づくりを本格的に展開～

3月11日～20日

三月定期議会は、三月十一日から十日間の日程で開催された。冒頭おこなわれた町長の四十九年度の施政内容は非常に重厚なもので、加賀谷町政のキーポイントとされている、「長期総合開発計画」がようやく具体的なものとなつている。四十八年度までは、都市計画から農地まで基盤整備を主軸にその用地取得と準備、それに通じる道路整備等文字通り町づくりの基本的な施策に追われていたが、よいよ田園都市づくりが本格的に展開されるわけである。

以下町長の施政説明、一般質問、上程された議案、新年度予算等、二回に分けて掲載いたしますので町民各位の参考になれば幸いです。

## 町長施政説明の中から

## ◎豪雪の状況とその対策

三月五日現在の被害状況は次のとおりである。

二億七千百万元の被害

## ・公共施設の被害

①教育関係（各学校、公民館、幼稚園）

②農林関係（林道、吊橋）

③その他の施設（役場、老人ホーム、町営住宅）

④簡易水道

小計

一千二百五十五万六千五百五十円

六百二十万円

四百九十二万五百円

一万五千円

四百九十二万五百円

一戸全壊 五二・七七坪

七十六万円

負傷（全治十～十四日） 八人

②住家の被害

③非住家の被害

④諸業施設の被害

## ◎町の対策

## ・豪雪对策本部の設置

・議会全員協議会開催二回

・豪雪非常事態防災宣言

・各種機関と提携し、除排雪の徹

合計、二億七千百三十六万六千円  
果樹、花卉、二名  
六百四十六万一千円  
⑥林地被害  
三・八三八ha  
一億八千八百七十二万円

一角を予定している。  
場所は、センターと言ふ名の機能を文字通りに發揮できる、また将来運動公園の管理ができる恰好の場所ということで、運動公園の一角を予定している。

一、取水口を現在地より四〇〇メートル上流へ新設する。  
二、浄化装置を一基増設する。  
三、送水管を二倍にする。

四、配水池を二倍にする。  
五、事業費約一億三千五百万円

水道料金五百円から七百円に

現在の水道料金は四十四年度から

払済かれており、現在料金のままで事業費を半支拂った場合、昭和五十年度は千七十九万八千円が生ずるので、企業会計の独立採算を貢ぐために、現在の一般家庭一戸一カ月当り、五百円の料金を七百円に改正したい。

以上のようないわゆる「均衡整備」の実現に向けた取り組みが、これまでのところ順調に進んでおり、今後も引き続き努力してまいります。

今後も皆様のご理解とご協力をお願いします。

以上





## 一、老令年金額早見表について

次の早見表は被保険者が期間を完了し、昭和六年四月一日以前に生れた人が六十才で受給する金額です。納付年数の短縮して納めていた人、申請免除を受けている人等は下欄の年金額を計算されますので受給額が少なくなります。もし短縮して納めている人、申請免除を受けていた人等は下欄の年金額を計算されますので受給額が少なくなります。

◎三月中の注意事項

一、国民年金保険料昭和四十八年度四期分は三月三十日(土)午前で終ります。未だ未納の方は必ずお忘れなく納めて下さい。

忙しい方は誰かに預けて納めてもらう。納付書のない方役場に話して下さい。

国民年金保険料は必ず三月中の年度内に完納しましょう。

二、再開五年年金加入促進

国民年金の再開五年年金は、三月三十日で受付が終ります。短期間でこんなにももらえる年金は外にありません。年金最大の好条件です。親孝行もこの機会にして上げて下さい。

・保険料は十月分から三月分まで五千四百円を三月三十日(土)午前中まで必ず納めて下さい。あと三ヶ月は昭和五十年の六月まで分納して納付すればよいのです。七月から支給を開始します。

最後の機会にもれなく加入して下さい。手続きは印鑑持参の上申込んでください。

## 年金をおさめて

明るい家づくり

老齢年金年金額早見表

生年月日	被保険者年齢	未納月数	年金額	年金額	未納月数	年金額																												
59.4.2～40.4.1	36	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	未納免除期間 1ヶ月に付	月別明細 出生者の 開始算定						
40.4.2～41.4.1	10	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
41.4.2～42.4.1	10	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
42.4.2～43.4.1	年	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
43.4.2～44.4.1		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
44.4.2～45.4.1		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
45.4.2～24.11		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
24.2～3.4.1/12年		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
3.4.2～4.4.1/13		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
4.4.2～5.4.1/14		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
5.4.2～6.4.1/15	11	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
6.4.2～7.4.1/16	12	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
7.4.2～8.4.1/17	13	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
8.4.2～9.4.1/18	14	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
9.4.2～10.4.1/19	15	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
10.4.2～11.4.1/20	16	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
11.4.2～12.4.1/21	17	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
12.4.2～13.4.1/22	18	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
13.4.2～14.4.1/23	19	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
14.4.2～15.4.1/24	20	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
昭54.2～8.4.1/25	21	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
昭54.2～3.4.1/26	22	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
3.4.2～4.4.1/27	23	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
4.4.2～5.4.1/28	24	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
5.4.2～6.4.1/29	25	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	2/3							
5年年金再開五年年金																																		
附加年金																																		
200円×納付月数=年額																																		

年金額計算方式 法第27条  $800 \times \text{納付月数} + 800 \times \text{免除月数} \times \frac{1}{3}$ 法第27条 (法第27条の客観) + 300(300 - 被保険者月数) ×  $\frac{\text{被保険者月数}}{\text{最低支給資格期間納付した場合}} \times \frac{1}{3}$ 

&lt;表の見方&gt;

表示の年金額は 4月2日～5月1日生まれの年金額です

5月2日～翌年4月1日生まれの年金額の見方

&lt;例&gt;大正8年8月14日生まれの人

基本年金額 + 500円 × 過生年(初日生誕(はつじゆせん)の前までの月数)

 $= 198,000 + 500 \times 4$ ヶ月 $= 198,000 + 2,000$  $= 200,000$ 

(例)被保険者期間(5年間の人4年たんしゅく)最低支給

資格期間納付した場合(11年間納付)

27条～800円×12ヶ月 = 10,600円 ×  $\frac{1}{3}$  = 3,200円27条～300円×(300月-180月) ×  $\frac{1}{300}$  = 26,400円

たんしゅくの4年間分も約めないヒ10年で支給額が下3



## 水道事業について

百万円かかります。

五城目町の水道事業は年々利用度がたかまり昭和三十六年度に給水を開始して以来拡張を重ねて参りましたが、この度第四次拡張計画として来年度実施すべく次のよ

うに準備しております。その理由を申述べますと、現在の施設能力は一人一日最大給水量三〇リットル、一日最大給水量四・五〇立方メートルですが最

近とくに水の使用量が増えまして夏冬問わず各水道施設はフル運転をしておりますとくに夏の暑い時期には能力以上に水が要求され限界をこえる事がしばしばで、時々断水、ニゴリ水の心配があります。

工事の内容ですが一、取水場を現地より上流へ新設して管理をよくする。二、過濾装置を一基増設して水を多く処理する。三、送水管を2本にして充分水を送る。

四、配水池を2倍にして配水を円滑にする。以上四点を柱にして別表のとおり工事をする経費は約一億二千五

### 水道施設拡張内訳

区分	現在	拡張
給水人口	11,500人	12,000人
1人日最大給水量	300ℓ	400ℓ
1日最大給水量	3,450ℓ	5,000ℓ
取水ポンプ	2台	3台
ろ過装置	4池	6池
送水ポンプ	2台	3台
送水管	1本	2本
配水池	① 700m <sup>3</sup>	② 1,400m <sup>3</sup>

### 一般家庭用二ヶ月平均

使途	使用量	金額	割合
洗たく	4.66m <sup>3</sup>	233円	34.2%
風呂	2.20m <sup>3</sup>	110円	16.2%
掃除・散水	1.34m <sup>3</sup>	67円	9.8%
炊事	3.26m <sup>3</sup>	163円	24.0%
洗面・手洗	2.14m <sup>3</sup>	107円	15.8%
計	13.60m <sup>3</sup>	680円	100%

(基本料金五〇〇円 超過料一八〇円として)

### 一般家庭の水道利用状況

従つてこの度この対策の一つと

して、それに応じた最も限られた料金を利用者の方々から負担いただ

けようお願いして、料金改正条

算となりります。

この度の対策の一とおりしまして、それによつておられます。現在

の五城目町の水道料金は昭和四十年度から振替きのものでこのま

まの料金で拡張工事を進めた場合

とうてい採算がとれなく経営が困

難となり昭和五十年度には約一千

百七十九万円の欠損金が生ずる計

算となります。

あなたのお家はどのように水道

を使用しておりますか、次の表は

去年一年間五城目町上水道の一般

家庭の平均利用状況です。

(基本料金五〇〇円 超過料一八〇円として)

あなたの家庭はどのように水道

を使用しておりますか、次の表は

去年一年間五城目町上水道の一般

家庭

